入間市国民健康保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例要旨

1 提案理由

・ 新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給を実施するため、所要の改正を 行うもの。

2 改正の概要

(入間市国民健康保険条例)

- (1) 傷病手当金の支給(附則第2条第1項関係)
 - ・ 給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染または発 熱等の症状による感染の疑いによる療養のため、労務に服することができないとき は、傷病手当金を支給することとするもの。
- (2) 傷病手当金の額(附則第2条第2項関係)
 - ・ 傷病手当金の額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した 額の3分の2に相当する金額等とするもの。
- (3) 傷病手当金の支給期間(附則第2条第3項関係)
 - ・ 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないこととするもの。
- (4) 適用(附則第5条関係)
 - ・ 傷病手当金に係る規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規 則で定める日(令和2年9月30日)までの間に属する場合の傷病手当金の支給につ いて、適用することとするもの。

(入間市後期高齢者医療に関する条例)

(1) 埼玉県広域連合条例で規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事項を追加 (第2条第8号関係)

※上記の(1)~(4)までの改正は、埼玉県広域連合条例で行います。

(施行期日) 公布の日(適用は令和2年1月1日)

3 根拠となる法令

・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第58条第2項 ※傷病手当金の支給については、市町村は条例又は規約の定めるところにより行うこと ができるとされている。

昭和33年12月27日公布 昭和34年1月1日施行